



第 7 回会合を踏まえた修正内容

2024 年 7 月 9 日
事 務 局

- ダークパターンの具体例について、EDPBによるガイドラインや、OECDによる報告書の内容を参考に、事例を複数追加（P28-29）。
- 他法令で禁止されている事項については、当該法令に従い対応する必要がある旨、追記（P28）。

ダークパターン関連のご意見

- EDPBの示すダークパターンの具体例というところも参照いただいているが、EDPBの示すダークパターンの中から、SPIとしてどれに対応することが望ましいのかというところは明記しても良いと思ったところ。今の書き方だと、参考で何個か例が挙げられているけれども、この参考の中にも書いていないが、よく同意を促すようなもの、例えば、iPhoneのATTの同意を得るときに、本当はできるにもかかわらず、この同意をしてくれないと何かできない。そういった掲載であるとか、本当は同意なくても良いのに、同意しないと前に進めないようなものに対して、ちゃんとSPIの中で、そういうものはダークパターンになるので、やらないことが望ましいというところを書くのが良いと思っている。【太田構成員】
- SPIは名前どおりプライバシーに関することなので、どこまで取り込むかというところはあるが、景表法、特定商取引法、消費者契約法と様々な法令によりダークパターンに対する対応が進んでいるところ、このSPIの文書の趣旨から大きく外れず可能な範囲で言及して良い。【呂構成員】
- SPIとしてどのような手法に注意すべきかということも言及できると良い。令和6年版（令和5年度版）消費者白書ではOECDの報告書を引用しつつ、具体的に気をつけるべき手法について図解を交えて注意喚起している。クッキー同意を取得する際に「同意しない」選択肢を視認しづらく表示する方法や、位置情報を取得するために繰り返し同意を求める画面を出す方法などプライバシーに関する事例についてもかなり分かりやすく示されているので、参照すると良いのではないかと。【呂構成員】

- プロファイリングによる利用者の分類について、利用者が本人の分類状況を確認できる用にすることは、利用者情報の取扱いの予測・想定に資すると考えられる旨、追記（P17）。
- プロファイリング結果に基づき、利用者にとって重要な決定が自動的に行われることがある場合には、その旨や当該決定に至る際に依拠する基準等を明示することが望ましい旨、追記（P18）。

プロファイリング関連のご意見

- プロファイリングについて、利用目的の特定・明示のところに書かれているので、これも場所が違うかもしれないが、プロファイリングのときに利用目的を特定して明示するとありまして、それはそのとおりだと思うが、プロファイリングとの関係では、どこかでプロファイリングして生成される情報の項目、何を生成しているのかということを明示させるべきではないか。【森構成員】
- プロファイリングをする・しないについては書いていると思うが、何を生成しているのか、生成する情報にはライトなものもディープなものもあると思うので、その生成される項目を記載するべきではないかという意見だと理解している。要配慮情報は反映しているが、それ以外のものについても書くべきではないかということだと受け止めている。一方、ここは、事業者への御負担というところでも、大きな問題、大きなお話にもなってくると思うので、コンセンサスを取ったほうがよい。【山本主査】
- プロファイリングに関して、事業者が何をすべきかということに関しては、DMAが、EUのデジタル市場法で、ゲートキーパーに対してプロファイリングについてレポートを出させており、これがテンプレート化されている。これは、細かいところまで書かれているので、これ全部を日本で、たとえばベストプラクティスでも全部入れるのは重いとは思いますが、取捨選択していただいて、何の情報を、何にどういう処理をして、何に使うのかということに関しては、最も大きなものとしてテンプレートの中でも書かれているので、そういったものはベストプラクティスとして取り入れることは、既にもう海外では存在しており、やってもいいのではないか。【寺田構成員】
- DMAのテンプレは参考になると思う。【生貝主査代理】
- プロファイリングを実施することそのものと、プロファイリングに基づいた決定を行うことの両面から考えていく必要があるということ、事前のヒアリングでも話をした。脚注15に、決定を行う場合の対応が記載されており、決定を伴うプロファイリングに関しては、そのロジックというのが1つの透明性条項としてGDPRの中でも重視されている。そういった側面をどのように考えていくかというのも1つの論点にはなる。【生貝主査代理】

プロファイリング関連のご意見（続き）

- センシティブ情報については項目を明示すると書いてある。項目とは何かというのは、その項目は個人情報保護法の法律用語であるが、その項目の粒度がどうなっているのかというのははっきりしていなと思うが、基本的には事業者側の分類、事業者側のデータベースにおいて、どういう分け方をしているかということだと思う。例えば「アーリーアダプター」ということにしてチェックを入れる、「怒りに流される」で0と1になっているとか、そのようにされていれば、それを言っていたきたいということだと思うので、負担の大きなものではないかと思う。【森構成員】
- 自分たちの脆弱性を暴かれているのではないかと気になるのではないか。【森構成員】
- 事業者が利用者をどういふセグメントに分けていて、どのようにプライバシーインパクトをアセスメントをして、そこに対応していくということは必要だと思う。【太田構成員】
- 地域のプロファイリング程度であればよくても、その地域に住む人はこういう傾向である、など、プロファイリングの結果を基にさらなるプロファイリングがなされることもある。要は、プロファイリングした結果、どういうものに、どういう情報になり、それが何に使われるのかということが重要なところなので、どういうプロファイリングをしてそれを何に使っているのかということが、セットで見られると良いと思う。【太田構成員】
- どういう項目をプロファイリングするかにより、インパクトが変わってくる。まずはどのようなセグメント化をしているかについて明示してもらうのが第一歩としてあるのではないか。【森構成員】
- 前提として、センシティブな情報というのはできるだけ使わないようにというのはあるが、それ以外の安全とされているデータでも、組合せ次第ではいろんなことが、推測するとか、AIを使えば、こういうのに該当する人は、ほかのところの情報と照らし合わせてどうかということは幾らでもできてしまうので、一定程度のセグメントというのを出すのは必要であるが、それにプラスして重要なのは、利用目的を明示して、それ以外のことはしないということをお大前提にするべきと思っている。これは、今回原則に入った不適正な利用の禁止というものと連携する話になる。【寺田構成員】

- 個人情報保護法上、「偽りその他不正の手段」により個人情報を取得してはならないとされている点について、「不正の手段」には不適法な方法も含まれること等について、追記（P8）。
- 「適正な手段による取得の確保」と「不適正利用の禁止」を統合するとともに、「プライバシー・バイ・デザイン」に「セキュリティ・バイ・デザイン」を追加、「セキュリティの確保」を削除（P8-9）。

基本原則関連のご意見

- プラポリで特定されていない情報の外部送信が横行している。私のアイデアとしては、7ページの、先ほどの基本原則のところの3番目、適正な手段による取得の確保のところに、ちゃんと特定せずに外部送信して個人情報とくっつけた場合、個人情報保護法上の適正取得義務違反になると脚注に書いていただく。今回、脚注で、個情法違反があった場合のことというのを書いたというのが1つのポイントだと思うので、それは違法だということを脚注に書いていただくのが良い。2018年10月に、個人情報保護委員会がフェイスブックに対して行政指導をしているが、これは「いいね！」ボタンの外部送信で、かつ、それが取得先であるフェイスブックのデータベースで個人情報になったということに着目して行政指導をしている。しかもその中身は、ウェブサイトには書いていないが、実質的には適正取得義務違反の疑い、適正取得義務違反のおそれということだと思うので、やはりそれは、プラポリに書かずに取得して個人情報に紐付けた場合、個人情報保護法20条に違反するということを、脚注で書いていただくのが良い。【森構成員】
- 基本原則については、ある程度、数としてあまり多過ぎず整理することも重要であり、幾つか恐らく整理でき得る部分もある。例えば、適正な取得と不適正な利用というところや、あるいはプライバシーバイデザインというのは原則項目の中にあるが、せっかく後ろのほうにある「セキュリティバイデザイン」という言葉が原則に入っていないのが、少しもったいないところ、プライバシー及びセキュリティバイデザインといったまとめ方もある。【生貝主査代理】

- アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して適切なフィードバックを行うことが望ましい旨、追記（P31）。また、そのフィードバックの方法については、英国コード・オブ・プラクティスにおける開発者に対する明確なフィードバックに関する規範を参照することが考えられる旨、追記（P31,35）。

アプリストアにおける取組関連のご意見

- アプリストアに関して、英国のガイドライン等を参考にしながら記載されているところ、アプリストアの果たす役割はゲートキーパーとしても非常に大きく、今回求められている事項に適合しないアプリについて、アプリストアから削除する等の対応を実施すると書いているところ、一方では、アプリを提供する方々の予見可能性、アプリを作っている方々が、なぜ削除されたのか、どのようにすれば、適合した形で再び掲載し続けてもらえるのかといったことを説明することも、SPIとの関わりでも重要なところだと思う。英国のアプリストア運営者のガイドラインでは、拒否の正当性を説明して、アプリが承認されるためにどのような要素を変更する必要があるかを明確にした、一貫性のある実用的なフィードバックを提供する必要があるといったことが書かれていることなども参考に、しかるべきアプリが流通していくためのフィードバックの在り方も少し強調されてもよいと思う。【生貝主査代理】

- アプリケーション及びウェブサイトを総称する「アプリケーション等」を定義に追加し、全体を通じて「アプリケーション」を「アプリケーション等」に修正（P4ほか）。
- 「個人識別性」は「特定の個人の識別性」に修正（P9ほか）。また、個人情報保護法関係の記載について、正確を期した表現に修正（P9ほか）。

その他のご意見

- 情報収集モジュール等の定義が、ウェブサイト上のタグを含むことになっているが、アプリケーションの定義ではウェブサイトを含むことにはなっていない。そのため「アプリケーション等」として、アプリとウェブサイトの両方を含む形とし、そして「情報収集モジュール等」として本来のSDKとタグを含む形とするか、アプリはアプリ、ウェブサイトはウェブサイト、情報収集モジュールはSDK、ウェブサイトのタグはタグというふうに分けて書くか、いずれかにすべきではないか。アプリとウェブサイトは違うものと考えて、読み替えとするのは、複雑ではないか。【森構成員】
- アプリケーションの定義にウェブサイトを含めた上で、情報収集モジュールにはタグも含まれる形とするのがよいと思う。【太田構成員】
- 利用者情報と個人情報、通信の秘密の区分が、非常に分かりにくい状態にあり、特に事業者にとっては、様々な箇所に分散して記載されていて分かりにくい状態になっていたところ、今回しっかりと明示された点ありがたい。一方で、現在調整中と聞いているが、個人識別性という用語について、個人情報となるのはあくまでも特定の個人が識別される場合であるところ、クッキーや端末IDは、個人を特定するというよりは利用者を識別するという形で使われるもので、今回諸処に出てくる個人識別性という用語が、特定の個人なのか、それとも特定できない個人の場合なのか、混在してしまっているので、この辺りの書き分けをもう少し丁寧にしていただけるとよい。【寺田構成員】